

2024年10月28日

株式会社エコログ

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-4-10

都市ガス小売事業者の変更等に伴う ガス需給約款の変更に関するお知らせ

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件、当社は、お客さまにご利用いただいております都市ガス供給サービスに関して、ガス小売事業者の変更等その他の諸事項の変更のため、2024年12月1日付にて、下記のとおり、当社が定めるガス需給約款の内容を変更させていただきます。当該約款の変更に伴い、お客さまのご契約内容が変更となりますので、その内容及び各変更時期等を下記のとおりご案内申し上げます。

当社は今後とも、より一層お客さま満足度の向上に努めてまいりますので、当社サービスの引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

■変更の概要

当社は、当社の都市ガス供給サービスに関しまして、以下に記載する諸事項を変更いたします。

- ① ガス小売事業者の変更（2024年12月の検針日以降）
- ② 遅延損害金（延滞利息）の額の変更（2024年12月1日以降）
- ③ その他の変更（2024年12月1日以降）

変更内容についてご不明点などがございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

■お問い合わせ先

エコログカスタマサポート

TEL : 0570-056-383（受付時間 10:00～18:00／日祝除く）

お問い合わせフォーム : <https://eco-log.co.jp/contact>

■変更の内容

① ガス小売事業者の変更（2024年12月の検針日以降）

お客さまにご利用いただいております都市ガス供給サービスにおいて、当社はこれまで、株式会社ファミリーネット・ジャパン（以下「FNJ」といいます。）が提供するガスの取次ぎをおこなっておりましたが、当該取次ぎを終了し、当社自らガスの供給を行うべく、2024年12月の検針日以降、ガス小売事業者をFNJから当社に変更することを決定いたしました。各社の会社情報及び連絡先については以下のとおりです。

【旧ガス小売事業者】

会社名：株式会社ファミリーネット・ジャパン

住所：東京都港区愛宕2丁目5-1

ガス小売事業者登録番号：A0058

電話番号：0570-666-965

受付時間：10：00～18：00／日祝除く

【新ガス小売事業者】

会社名：株式会社エコログ

住所：東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

ガス小売事業者登録番号：A0086

電話番号：0570-056-383

受付時間：10：00～18：00／日祝除く

ガス小売事業者の変更に伴うガス料金・支払方法の変更や、お客さまにご対応いただく事項は一切ございません。

※当社及びFNJの事務手続き上、お客さまの供給地点ごとの実際のガス小売事業者の変更が、2024年12月検針日より後の完了となる場合がございます。遅くとも2025年1月末日までにすべてのお客さまの変更手続きが完了するものと見込んでおりますが、当該変更手続きの完了時期の見込みが変更となる場合は、当社が適当と判断する方法によりすみやかにお知らせいたします。なお、この場合においても、前述のとおり、ガス料金・支払方法の変更やお客さまにご対応いただく事項は一切ございません。

※その他の詳細は、当社が2024年12月1日までに当社のWEBサイト等にて開示する[ガス需給約款\(2024年12月1日改定版\)](#)の内容をご確認ください。

② 遅延損害金（延滞利息）の額の変更（2024年12月1日以降）

お客さまがガス料金または工事費負担金等の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて遅延損害金を申し受けることがありますが、当該遅延損害金の額について、【その算定の対象となるガス料金等の金額に年14.6パーセントの割合（年当たりの割合は、平年に属する日については365日当たりの割合とし、閏年に属する日については366日当たりの割合とします。）を乗じて算定してえた金額】に変更いたします。

※その他の詳細は、当社が2024年12月1日までに当社のWEBサイト等にて開示する[ガス需給約款\(2024年12月1日改定版\)](#)の18（遅延損害金）の内容をご確認ください。

③ その他の変更（2024年12月1日以降）

前述の①及び②の他、以下の事項に関するガス需給約款の改定を行います。詳細は、当社が2024年12月1日までに当社のWEBサイト等にて開示する[ガス需給約款\(2024年12月1日改定版\)](#)の内容をご確認ください。

(1) ガス需給約款の変更等その他の需給契約の変更の際に当社が行う供給条件の説明、契約変更前の書面交付（お客さまの承諾を得て情報通信技術を利用する方法により代替する場合を含み、以下「書面交付」について同様とします。）

および契約変更後の書面交付の方法および省略に関する規定の変更

※改定後のガス需給約款の2（需給約款および料金表その他の供給条件の変更）をご参照ください。

(2) 当社のプライバシーポリシーに対する同意に関する規定及びお客さま情報の変更の際のお客さまの通知義務に関する規定の追加

※改定後のガス需給約款の6（需給契約の申込み）をご参照ください。

(3) 当社がお客さまに対して有する債権の譲渡と、当該債権譲渡の譲受人と当社が各種料金の請求収納及び債権保全等の目的によりお客さま情報の相手方への提供または共同利用をすることができることについての規定の追加

※改定後のガス需給約款の17（ガス料金その他の支払方法）をご参照ください。

(4) 解約希望日の1ヶ月前までの当社からの通知による需給契約の解約に関する規定の追加

※改定後のガス需給約款30（解約等）をご参照ください。

(5) 需給契約の実質的な変更を伴わない修正（誤字脱字や表記の修正等）

(6) その他、2024年12月1日までに当社が必要と判断し、当社が適当と判断する方法によりお客さまに通知する事項

以上